

屋外広告物の規制について

(注) 法：屋外広告物法 条例：広島県屋外広告物条例 規則：広島県屋外広告物に関する規則

1 屋外広告物について

屋外広告物の定義については、屋外広告物法に、「屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。」と定められています〔法第2条第1項〕。

【屋外広告物とは次の4つの要件をすべて満たしているものをいいます。】

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。
- ② 屋外で表示されるものであること。
- ③ 公衆に表示されるものであること。
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

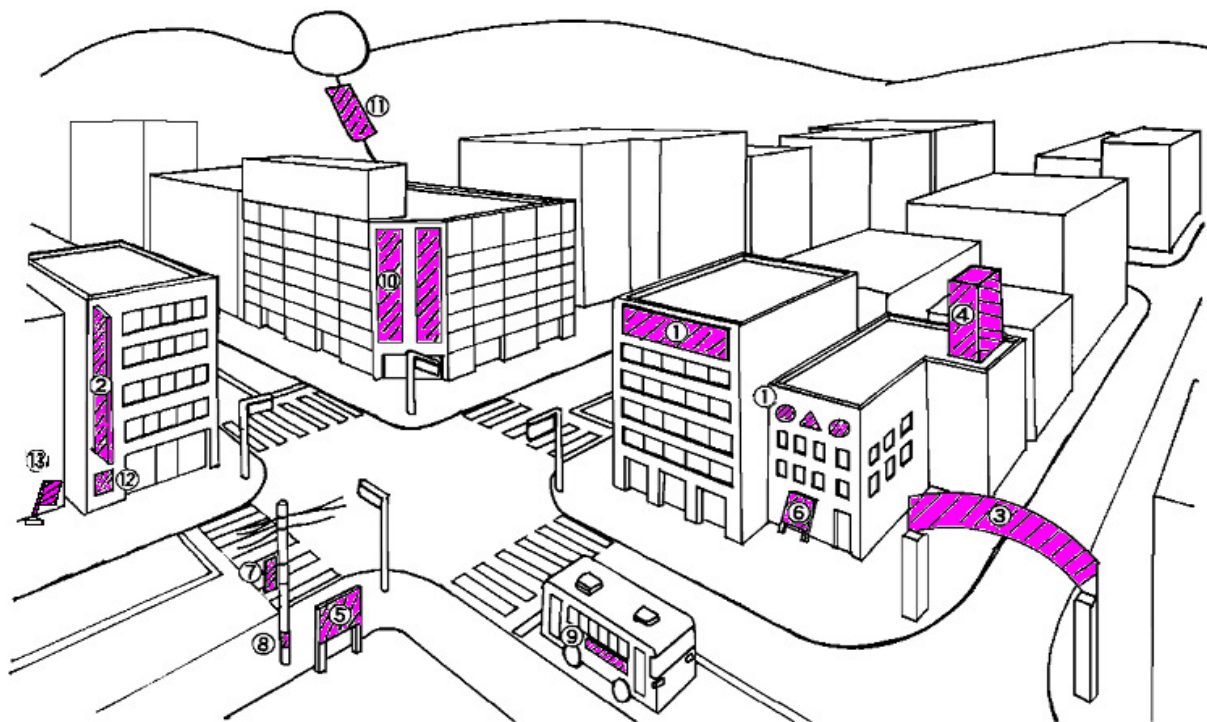
2 禁止広告物等について

次のような広告物又は掲出物件は、どのような場合にも表示し、又は設置することができません〔条例第4条及び第5条〕。

【禁止広告物等】

- ① 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観の形成又は風致の維持を害するおそれのあるもの
- ② 公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのあるもの
- ③ 信号機又は道路標識等の効用を妨げるようなもの

屋外広告物の種類（イメージ図）



- | | |
|--------------|----------------|
| ① 壁面広告 | ⑧ 電柱広告（巻き付け広告） |
| ② 突出し看板 | ⑨ バス広告 |
| ③ アーチ看板 | ⑩ 懸垂幕 |
| ④ 屋上広告搭 | ⑪ 気球広告（アドバルーン） |
| ⑤ 掲示板 | ⑫ はり紙 |
| ⑥ 立看板 | ⑬ のぼり旗 |
| ⑦ 電柱広告（添加広告） | |

3 許可地域等について

次の地域又は場所に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、許可が必要です〔条例第2条〕。

【許可地域等一覧表】（広島市、福山市、尾道市の区域は、県条例の規制の対象範囲ではありません。）

根拠条項 (条例第2条 第1項)	条 例 で 定 め る 内 容 ※ 各市町における具体的な地域、場所等、詳しくは、4の受付窓口 に確認してください。
第1号	第一種低層住居専用地域（都市計画法第2章） 第二種低層住居専用地域（都市計画法第2章） 第一種中高層住居専用地域（都市計画法第2章） 第二種中高層住居専用地域（都市計画法第2章） 風致地区（都市計画法第2章）
第2号	県史跡（広島県文化財保護条例第36条第1項） 県名勝（広島県文化財保護条例第36条第1項）
第3号	保安林（森林法第25条第1項第11号）
第4号	市 府中町，海田町，熊野町，坂町 安芸太田町の一部
第5号	山陽新幹線鉄道の線路用地の両側1,000メートル以内の地域 中国縦貫自動車道、中国横断自動車道、山陽自動車道の用地の両側 1,000メートル以内の地域 鉄道（山陽新幹線鉄道を除く。）の線路用地、一般国道及び主要地方 道の用地の両側300メートル以内の地域
第6号	河川、湖沼、海浜、高原、山丘及びその付近の地域で、知事が指定するもの（指定なし）

4 許可申請等受付窓口について

屋外広告物等を、広島市、福山市及び尾道市の区域を除く県の区域内に表示・設置する場合には、表示等する場所を管轄する市町の担当課に申請書を提出して、許可を受けなければなりません〔条例第2条第1項及び第11条〕。

【受付窓口】

屋外広告物等の表示・設置の許可申請等の受付・相談は、次の市町の担当課で行います。

なお、広島市、福山市及び尾道市の区域内については、県とは別に、各市の屋外広告物条例に基づき、各市長により規制が行われております。

市 町 窓 口 一 覧 (平成23年4月1日作成)

市町名	担当課	住 所	電話番号
呉 市	土木課	〒737-8501 呉市中央四丁目1番6号	(0823) 25-3375
竹原市	都市整備課	〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号	(0846) 22-7749
三原市	都市政策課	〒723-0015 三原市円一町二丁目3番4号(円一町舎)	(0848) 67-6113
府中市	整美保全課	〒726-8601 府中市府川町315番地	(0847) 43-7236
三次市	都市整備課	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号	(0824) 62-6160
庄原市	都市整備課	〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号	(0824) 73-1172
大竹市	都市計画課	〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号	(0827) 59-2167
東広島市	建築指導課	〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号	(082) 420-0956
廿日市市	都市計画課	〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号	(0829) 30-9190
安芸高田市	管理課	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791	(0826) 47-1201
江田島市	都市整備課	〒737-2392 江田島市能美町中町4859番地9	(0823) 40-2773
府中町	監理課	〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目5番1号	(082) 286-3173
海田町	都市整備課	〒736-8601 安芸郡海田町上市14-18	(082) 823-9634
熊野町	都市整備課	〒731-4292 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号	(082) 820-5608
坂 町	都市計画課	〒731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号	(082) 820-1513
安芸太田町	建設課	〒731-3810 山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1	(0826) 28-1962
北広島町	建設課	〒731-1595 山県郡北広島町有田1234	(050) 5812-1860
大崎上島町	建設課	〒725-0231 豊田郡大崎上島町東野6625番地1	(0846) 65-3124
世羅町	建設課	〒722-1192 世羅郡世羅町西上原123番地1	(0847) 22-5309
神石高原町	建設課	〒720-1522 神石郡神石高原町小畠2025	(0847) 89-3338

<参考>広島市・福山市・尾道市の各屋外広告物条例に係る問い合わせ先（平成23年4月1日作成）

市名	問い合わせ先	住 所	電話番号
広島市	都市計画課 都市デザイン係	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	(082)504-2277
福山市	土木管理課	〒720-8501 福山市東桜町3番5号	(084)928-1079
尾道市	まちづくり推進課	〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号	(0848)25-7222

5 許可申請等に必要な書類について

許可申請書の提出部数は2部です〔条例第11条第1項〕。

ア 「屋外広告物許可申請書（別記様式第1号）」〔規則第4条〕 ※次頁参照

イ 「形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面」

ウ 「位置図又は付近見取図」（電車、乗合自動車その他公衆の利用に供せられる乗物に表示する広告物）（宣伝車に表示する広告板）（はり紙）は省略可

エ 「位置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、その承諾書」（電車、乗合自動車その他公衆の利用に供せられる乗物に表示する広告物）（宣伝車に表示する広告板）（気球広告）（はり紙）は省略可

(別記) 様式第1号 (第4条関係)

屋外広告物許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

出願者

住所

氏名

Ⓜ

〔法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり広告物を表示(掲出物件を設置)したいので、広島県屋外広告物条例第2条第1項の規定による許可をしてください。

※種別	※数量	
管理者	住所 氏名	
直接管理の事務 を行う者	住所 氏名	
工事施行者	住所 氏名	(立看板) (電柱広告板) (電車 乗合自動車その他公衆の利用に供せられる乗物に表示する広告物) (宣伝車に表示する広告板) (幕広告) (気球広告) (はり札) (はり紙) は省略可 同上
広告意匠設計者	住所 氏名	(立看板) (電柱広告板) (電車 乗合自動車その他公衆の利用に供せられる乗物に表示する広告物) (宣伝車に表示する広告板) (幕広告) (気球広告) (はり札) (はり紙) は省略可 同上
表示又は設置の期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
表示又は設置の場所及び移動するもの にあっては、その範囲		
意匠及び色彩		
表示又は設置の方法		
照明又は音響を伴うときは、その大要		
工事しゅん工予定期日		平成 年 月 日 (電車 乗合自動車その他公衆の利用に供せられる乗物に表示する広告物) (宣伝車に表示する広告板) (幕広告) (気球広告) (はり札) (はり紙) は省略可

- 備考 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 不用の文字及び欄は、消すこと。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

6 許可申請手数料について

屋外広告物等表示・設置許可を受けようとする場合は、各市町の手数料条例に基づき、手数料を納付する必要があります。詳しい手数料額については、各市町にお問い合わせください。

7 許可基準について

屋外広告物等を表示・設置する場合には、次表に定める許可基準に適合していなければいけません〔規則第2条〕。

種 別	基 準	備 考
1 平看板及び広告塔		
[区分1] 家屋連たん区域内	○表示面積：平看板 30㎡以下 ○高さ：平看板 6m以下 広告塔 10m以下	・家屋連たん区域とは、連たんする戸数が10戸以上の区域をいう。
[区分2] 家屋連たん区域外で、 ・山陽新幹線鉄道の線路用地から展望できる接続地域内に表示し、又は設置する場合	○線路用地からの距離：500m以上（原則） ○広告物相互間の距離：300m以上（原則） ○表示面積：平看板 60㎡以下 ○高さ：平看板 10m以下 広告塔 15m以下	・500m未満は禁止（原則） ・1,000m超は規制外
[区分3] 家屋連たん区域外で、 ・高速自動車国道の用地から展望できる接続地域内に表示し、又は設置する場合	○道路用地からの距離：500m以上（原則） ○広告物相互間の距離：300m以上（原則） ○表示面積：40㎡以下 ○高さ：平看板 6m以下 広告塔 10m以下	・500m未満は禁止（原則） ・1,000m超は規制外
[区分4] 家屋連たん区域外で、 ・鉄道（山陽新幹線鉄道を除く）、軌道の線路用地及び一般国道、主要地方道の用地から展望できる接続地域内に表示し、又は設置する場合	○鉄道等の用地からの距離：50m以上（原則） ○広告物相互間の距離：50m以上 ○表示面積：平看板 30㎡以下。ただし、鉄道等の用地からの距離が200mを超える場合は、40㎡以下 ○高さ：平看板 6m以下。ただし、鉄道等の用地からの距離が200mを超える場合は、7m以下 広告塔 10m以下	・50m未満は禁止（原則） ・300m超は規制外
[区分5] 建築物の屋上に表示し、又は設置する場合	○地表から広告物上端までの高さ：4.6m以下（原則） ○広告物自体の高さ：建築物自体の高さと同等以下 ○広告物を設置する建築物の壁面の垂直面を越えて、外側に突き出していないもの	

(続 き)

種 別	基 準	備 考
1 平看板及び広告塔		
[区分6] 建築物の壁面又は鉄柱等から突き出して表示し、又は設置する場合	○ <u>表示面積</u> ：2.0m以下 ○ <u>鉄柱等から突き出して表示し、又は設置する場合</u> ・ <u>看板の上端までの高さ</u> ：1.5m以下 ○ <u>車道と歩道の区別がない道路上で、信号機のある交差点を見とおすことのできる場所に突き出す場合</u> ・ <u>交差点からの距離</u> ：2.0m以上 ○ <u>道路上に突き出す場合</u> ・ <u>路面から看板の下端までの高さ</u> ： 車道：4.5m以上 歩道：3.5m以上(原則) ・ <u>突き出しの長さ</u> ： 道路上1m以下(原則)	
[区分7] アーチに表示し、又は設置する場合	○ <u>表示面積</u> ：3.0m以下 ○ <u>道路を横断する場合</u> ・ <u>路面から広告物の下端までの高さ</u> ： 車道：5m以上 歩道：3.5m以上	
2 立看板	○ <u>表示部分の大きさ</u> ：縦2m以下、横1m以下 ○ <u>脚部の高さ</u> ：0.5m以下	
3 電柱等(注)の広告板	○ <u>電柱等に直塗りしないものであること。</u>	・電柱1本に対して、添加1個、巻き付け1個の計2個表示等できる。
[区分1] 添加する場合	○ <u>道路上の電柱等に添加する場合</u> ・ <u>信号機のある交差点からの距離</u> ：2.0m以上 ○ <u>道路上の電柱等に添加する場合の添加方法</u> ・ <u>頭上標識の前方3.0m及び後方1.0mの範囲内の場合</u> 道路の中心線の反対の方向で、かつ、道路の中心線に直角に添加するものであること。 ・ <u>それ以外の場合</u> 原則として、道路の中心線に反対の方向で、かつ、道路の中心線に直角に添加するものであること。 ○ <u>路面から広告板の下端までの高さ</u> ・ <u>道路上の電柱等に添加する場合</u> ： 車道：4.5m以上 歩道：3.5m以上(原則) ・ <u>道路上以外の電柱等に添加する場合</u> ：2.5m以上 ○ <u>広告板の大きさ</u> ： 縦 1.5m以下 横 0.8m以下 表示面積 1㎡以下 ○ <u>広告板の個数</u> ：電柱等1本につき1個	・頭上標識とは、道路標識で、路面から4.5m以上の高さのところに表示し、又は設置するものをいう。

(続 き)

種 別	基 準	備 考
[区分2] 巻き付ける場合	○ <u>広告板の表示方法</u> 道路上の電柱等に巻き付ける場合は、道路標識(頭上標識を除く。)の前方及び後方10m以内並びに信号機のある交差点から30m以内の範囲内においては、車両の進行方向に対面して表示しないこと。 ○ <u>地表から広告板の下端までの高さ</u> : 1.2m以上 ○ <u>広告板の大きさ</u> : 縦 1.5m以下 横 0.8m以下 表示面積 1㎡以下 ○ <u>広告板の個数</u> : 電柱等1本につき1個	
4 電車又は乗合自動車の広告板		
[区分1] 電 車	○ <u>位置</u> : 側面 ○ <u>表示面積</u> : 1側面につき合計4㎡以下 ○ <u>個数</u> : 1側面につき4個まで	・他に許可不要(適用除外に該当する場合)で表示できるものが1側面に2個あり、その場合は、1側面に合計6個まで表示できる。
[区分2] 乗合自動車	○ <u>車体の前面及び窓又はドア等のガラス部分に表示されていないこと。</u> ○ <u>発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有するものでないこと。</u> ○ <u>電光表示装置等の映像を映し出す装置その他これに類するものでないこと。</u>	・許可基準のほか、「広島県乗合自動車車体利用広告ガイドライン」による。
5 幕広告		
[区分1] 横断幕及びけんすい幕	○ <u>路面から道路を横断する横断幕及び道路上に突き出すけんすい幕の下端までの高さ</u> <u>車道</u> : 4.5m以上 <u>歩道</u> : 2.5m以上 ○ <u>表示面積</u> : 20㎡以下	
[区分2] 幟及び旗	○ <u>幟及び旗の下端の高さ</u> : 1.2m以上 ○ <u>表示面積</u> : 10㎡以下。ただし、道路上に設置する場合は、縦2m、横1mの大きさ以下	
6 気球広告	○ <u>縦20m、横1mの大きさ以下</u>	
7 はり札	○ <u>表示面積</u> : 1枚につき、1㎡以下 ○ <u>枚数</u> : 工作物の1壁面につき、3枚まで	
8 はり紙	○ <u>表示面積</u> : 1枚につき、1.5㎡以下 ○ <u>枚数</u> : 工作物の1壁面につき、5枚まで	

(注) 電柱等とは、「電柱、街灯柱、架線柱若しくは共架柱又はアーチ、アーケード等の支柱」。

8 禁止地域について

次の地域又は場所に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することはできません

[条例第3条第1項]。

【禁止地域等一覧表】(広島市、福山市、尾道市の区域は、県条例の規制の対象範囲ではありません。)

根拠条項 条例第3条 第1項	条例で定める内容 ※ 各市町における具体的な地域、場所等、詳しくは、 <u>4の受付窓口</u> に確認 してください。
第1号	廿日市新住宅市街地開発事業の施行区域、厳島風致地区
第2号	史跡、名勝 (文化財保護法第109条第1項・第2項、同法第110条第1項)
第3号	国宝・重要文化財・重要有形民俗文化財の建造物の周囲50m以内の地域 (文化財保護法第27条、同法第78条第1項、広島県文化財保護条例第3条第1項、同条例第29条第1項)
第4号	指定なし
第5号	国又は公共団体の管理する公園・緑地
第6号	官公署・学校・研究所・図書館・音楽堂・公会堂・記念館・体育館・气象台・変電所・記念塔・公衆便所の敷地
第7号	古墳、墓地、火葬場、葬祭場
第8号	社寺・仏堂・教会のある境域
第9号	(1) 安芸郡海田町南堀川町1315番地の3から安芸郡海田町窪町2216番地の1に至る区間の一般国道2号の用地 (2) 廿日市市宮島ロー一丁目2616番23地先から同市宮島ロー一丁目9097番3地先に至る最大高潮時海岸線から陸岸側20メートルの地域 (3) 呉市警固屋町地内「音戸の瀬戸公園」の区域の周囲で200メートル以内の地域。ただし、家屋連たん区域(連たんする戸数が10戸以上ある区域をいう。以下同じ。)を除く。 (4) 呉市音戸町坪井三丁目日附鼻北端、同町宇古観音地内古観音山山頂三角点標石、同町宇長尾地内長尾山頂三角点標石及び同町高須三丁目双見鼻北端を順次結んだ三直線と同町日附鼻北端から双見鼻北端に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた地域。ただし、家屋連たん区域を除く。 (5) 呉市川尻町地内柏島・竹原市忠海町地内棚林山島及び甲賊島・三原市幸崎町地内宇和島及び同市大原町地内鯨島 (6) 呉線大乘駅構内西端から須波駅構内東端に至る鉄道の線路用地から展望できる海岸線側の接続地域。ただし、家屋連たん区域を除く。 (7) 高速自動車国道及び自動車専用道路の用地(休憩所又は給油所の存する区域のうち、知事が指定する区域を除く。) (8) 河内インターチェンジから三原市本郷町善入寺字南妙見92番地の2に至る区間の主要地方道広島空港線の用地及びこれから展望できる両側500メートル以内の地域 (9) 三原市本郷町上北方字用倉口756番23から二級河川沼田川右岸及び本郷インターチェンジに至る区間の主要地方道広島空港本郷線の用地及びこれから展望できる両側500メートル以内の地域 (10) 山陽自動車道(三原市本郷町、竹原市及び東広島市河内町の区域に限る。)の用地から展望できる両側500メートル以内の地域

9 禁止物件について

(1) 次の物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することはできません〔条例第3条第2項〕。

【禁止物件一覧表①】 (広島市、福山市、尾道市の区域は、県条例の規制の対象範囲ではありません。)

根拠条項	条例で定める内容
〔条例第3条第2項〕	〔※ 各市町における具体的な物件等, 詳しくは, 4の受付窓口にご確認してください。〕
第1号	街路樹, 路傍樹
第2号	郵便差出箱, 信書便差出箱, 公衆電話所, 路上変圧器, 送電塔, 橋梁, 隧道, 高架の道路, 高架の鉄道, 分離帯など
第3号	公共物たる石垣・よう壁
第4号	形像, 記念碑
第5号	信号機, 警報機, 道路標識, 歩道柵, 駒止めなど

(2) 次の物件には、はり紙、はり札等（はり札その他これに類する広告物をいう。）、広告旗又は立看板等（立看板その他これに類する広告物又は掲出物件をいう。）を表示し、又は設置することはできません〔条例第3条第3項〕。

【禁止物件一覧表②】 (広島市、福山市、尾道市の区域は、県条例の規制の対象範囲ではありません。)

根拠条項	条例で定める内容
〔条例第3条第3項〕	〔※ 各市町における具体的な物件等, 詳しくは, 4の受付窓口にご確認してください。〕
第1号	電柱, 街灯柱など
第2号	アーチ・アーケードの支柱など

(注) 許可基準に適合する「添加広告」, 「巻付け広告」は許可することができます。

10 適用除外について

社会生活を営むうえで最小限必要な広告物等は、許可地域、禁止地域及び禁止物件であっても、規制の適用が除外されます〔条例第6条及び規則第3条〕。

【適用除外一覧表】（広島市、福山市、尾道市の区域は、県条例の規制の対象範囲ではありません。）

根拠条項		広告物等の種類	基準 (規則別表第2)
条例 第6条	規則 第3条 第1項		
第1号		○〔法律、命令、条例、規則等〕により表示し、又は設置するもの	
第2号		○〔公益上〕やむを得ないもの	
	第1号イ	・公職選挙法の規定に基づいて行われる選挙運動のために表示し、又は設置するもの	
	第1号ロ	・国又は地方公共団体が、公共的目的をもって表示し、又は設置するもの	
第3号		○〔自己看板〕その他〔慣例上〕やむを得ないもの	
	第2号イ	・自己看板：自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容について、自己の事業所、営業所又は作業場に表示し、若しくは設置するもの	1号 イ自己の事業所、営業所又は作業場ごとにその表示面積の合計 ・許可地域等内：10㎡以下 ・禁止地域等内：7㎡以下（※一部5㎡以下） ロ表示面積中、自己の氏名、店名、名称、商標又は自己の事業若しくは営業の内容の表示面積が占める割合が5分の1以上
	第2号ロ（一）	・慣例上やむを得ないもの：自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容について、自己の所有し、又は管理する車両に表示するもの	
	第2号ロ（二）	・慣例上やむを得ないもの：自己の管理する土地又は建築物に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの	1号 イ自己の管理する土地又は建築物ごとにその表示面積の合計 ・許可地域等内：10㎡以下 ・禁止地域等内：7㎡以下（※一部5㎡以下） ロ表示面積中、自己の氏名、店名、名称、商標又は自己の事業若しくは営業の内容の表示面積が占める割合が5分の1以上
第4号		○〔一時的〕又は〔仮設的〕なもの	
	第3号	・冠婚葬祭、祭礼、演芸会、競技会、展覧会、演説会、講演会等のために表示し、又は設置するものであって、表示又は設置の期間が二週間以内のもの	（注）条例第3条第2項及び第3項（禁止物件）の規定は、適用があります。

(続 き)

根拠条項		広告物等の種類	基準 (規則別表第2)
条例 第6条	規則 第3条 第1項		
第5号		○〔その他〕知事が適当と認めるもの	
	第4号 イ	・政党, 労働組合その他これらに類するものが、 これらの活動又は行事のために表示し、又は 設置するもの	(注) 条例第3条第2項(禁止物件) の規定は 適用があります。
	第4号 ロ	・国, 公共団体又は公共的団体が寄附を受けて 設置し、又は取得した公共用の施設又は物件 に、寄贈者名等を表示するもの	
	第4号 ハ	・電車又は乗合自動車の車体に表示するもの	2号 イ「電車の場合」 ①位 置: 側面に表示 ②大きさ: 縦0. 6m以下, 横0. 9m以下 ③個 数: 一面につき, 2個まで ロ「乗合自動車の場合」 (1)①位 置: 側面又は後面に表示 ②大きさ: (側面) 縦0. 45m以下, 横1. 2m以下 (後面) 縦0. 45m以下, 横0. 6m以下 ③個 数: 一面につき, 1個まで (2)(1)の基準によっていないもの: 規則第2条の許可基準
	第4号 ニ	・電車又は乗合自動車の系統標識及び方向標識 に表示するもの	3号 イ「電車の場合」 ①表示面積: 当該系統標識又は方向標識の面 積の2分の1以下 ②個 数: 一面につき, 1個まで ロ「乗合自動車の場合」 ①位 置: 後面に表示 ②表示面積: 当該系統標識又は方向標識の面 積の2分の1以下 ③個 数: 1個まで
	第4号 ホ	・停留所標識, 道標, 案内図板その他公衆の利 便に供することを目的とする物件に表示す るもの	4号 ・表示面積: 0. 5㎡以下 ・当該停留所標識, 道標, 案内図板その他公衆 の利便に供することを目的とする物件の面 積の5分の1以下
	第4号 ヘ	・道路運送車両法に基づく登録を受けた自動車 で、その使用の本拠の位置が他の都道府県、 広島市, 福山市又は尾道市の区域内に存する ものに当該他の都道府県(指定都市, 中核市, 条例制定権限を有する景観行政団体たる市 町村を含む。), 広島市, 福山市又は尾道市の 屋外広告物条例の規定に従って表示するも の	

(続 き)

根 拠 条 項		広 告 物 等 の 種 類	基 準 (規則別表第2)
条 例 第6条	規 則 第3条 第1項		
第5号	第 4 号 ト	・工事現場の板塀その他これに類する板囲いに 表示するもので、表示期間が工事の期間中に 限るもの	5号 ・一般の宣伝の用に供しないもの ・蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの ・周囲の景観に配慮したもの

※ 各市町における具体的な地域、場所等、詳しくは、4の受付窓口を確認してください。